

一般事業主行動計画

小田事務所

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 2024年11月1日 ～ 2029年10月31日までの5年間

2.内 容

目標1：将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、全職員に対して育児休業制度等の制度についての研修を実施し、制度の周知を図る。

<対策>

- 2024年11月～ やまぐちとも×いく応援企業への登録を行う
- 2024年12月～ 社員へのアンケートによる意識調査、検討の開始
- 2025年6月～ 全職員を対象とした研修を実施し、制度の周知を図る
- 2026年6月～ 研修を定着化させ、年1回実施できるようにする

目標2：2029年4月までに、年次有給休暇の取得日数を1人当たり、平均で年間7日以上とする。

<対策>

- 2024年11月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 2025年4月～ 職場内での検討を開始
- 2025年10月～ 計画的な取得に向けた管理職等研修の実施
- 2026年4月～ 取得状況の取りまとめなどによる取得促進のための取組開始

以上